

政策会議付議事案書（令和7年1月7日）

提案課名 都市整備課

報告者名 片倉 祐一

事案名	他の団体の公の施設の利用に関する協議について	資料 有
目的・必要性	秦野中井インターチェンジ周辺の本市西大竹地区と中井町諏訪地区にまたがる一団の土地において、組合土地区画整理事業により新たな産業用地を創出することを目的に、令和5年4月に秦野中井インターチェンジ南土地区画整理組合が設立されました。本市の産業振興、地域の活性化に資する本事業に対し、本市も技術支援を行っています。 現在、同組合では優良企業の誘致を目指し、産業用地の造成や道路等の公共施設の整備工事を行っています。行政区域界にまたがる土地で施行している本事業において、本市の区域に上水道を効率的に供給するため、中井町の上水道施設を利用するものとし、地方自治法第244条の3第2項の規定により、中井町と協議するものです。 なお、同条第3項の規定に基づき、中井町と協議することについて、議会の議決を求めるものです。	
経過・検討結果	令和4年5月 上下水道施設に関する基本的な整備方針を市町関係課間で確認 令和5年4月 秦野中井インターチェンジ南土地区画整理組合が設立	
決定等を要する事項	1 中井町の公の施設を本市の区域において利用することについて、地方自治法第244条の3第2項に基づき、次の事項について中井町と協議を行うこと。 (1) 名称 上水道施設 (2) 設置の区域 秦野市西大竹字猪焼、字大境及び字久保の各一部 2 1の協議を行うことについて、地方自治法第244条の3第3項に基づき、議会の議決を求めること。	
今後の取扱い	令和7年2月 令和7年3月市議会第1回定例会に議案提出 令和7年4月以降 中井町と協定書の締結に向けた協議を開始	

他の団体の公の施設の利用に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、中井町の公の施設を本市の区域において利用することについて、次のとおり協議するものとする。

1 公の施設の名称

上水道施設

2 設置の区域

秦野市西大竹字猪焼、字大境及び字久保の各一部

3 施設利用の目的

行政区域境界にまたがる土地で施行している、秦野中井インターチェンジ南土地区画整理事業において、本市の区域に上水道を効率的に供給するため。

4 本市の区域における使用関係

上水道施設の使用料、給水に関する手続その他必要な事項については、中井町水道事業給水条例その他の規程に定めるところによる。

5 経費の負担

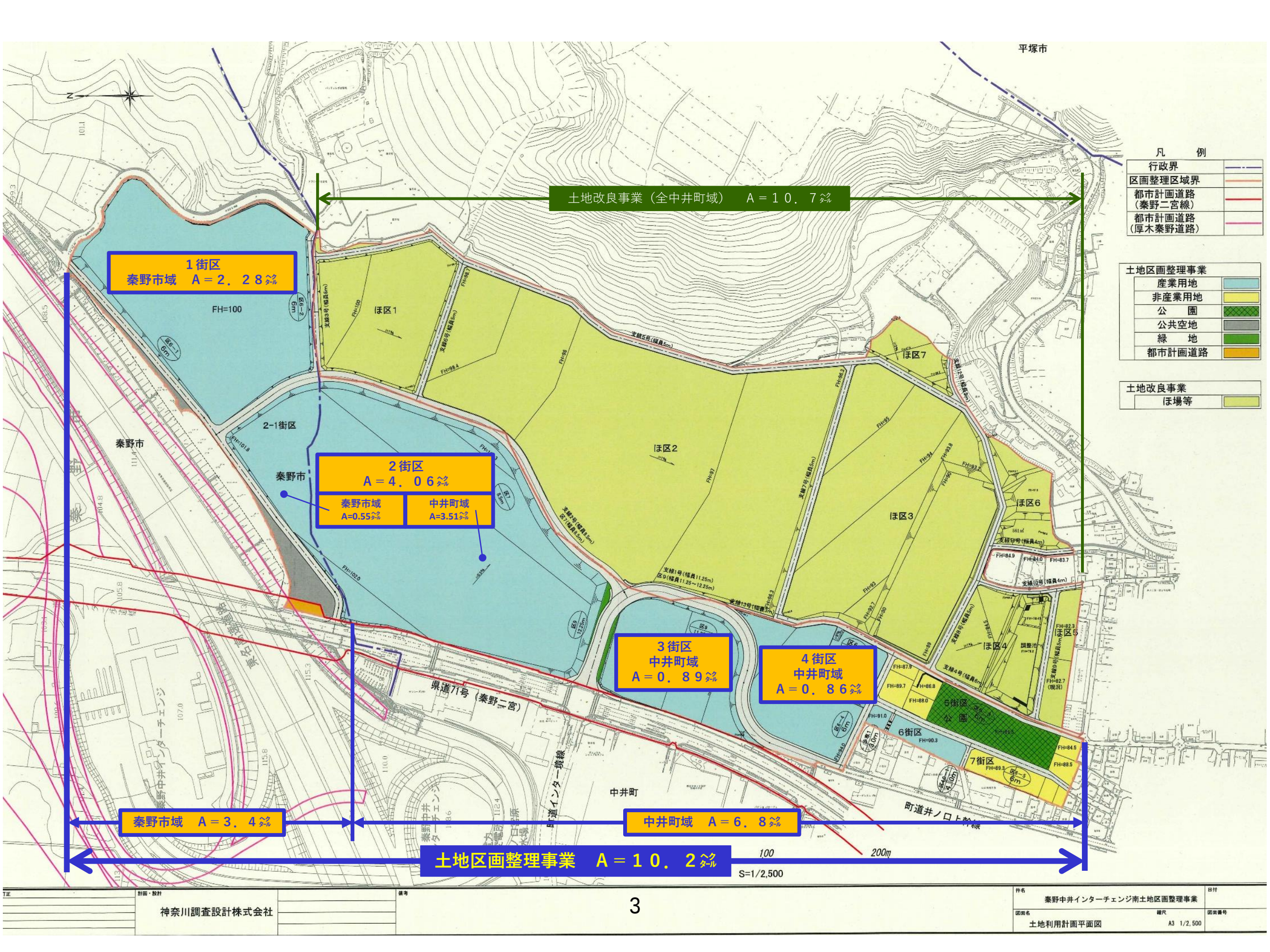
使用者の負担とする。

令和7年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

秦野中井インターチェンジ南土地区画整理事業地のうち本市の区域において、中井町の上水道施設から水道の供給を受けるため、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。



凡 例	
行政界	
区画整理区域界	
都市計画道路 (秦野二宮線)	
都市計画道路 (厚木秦野道路)	

土地区画整理事業	
産業用地	
非産業用地	
公園	
公共空地	
緑地	
都市計画道路	

土地改良事業	
ほ場等	

1 街区
秦野市域 A = 2. 2 8 ㊦

2 街区
A = 4. 0 6 ㊦

秦野市域 A=0.55 ㊦	中井町域 A=3.51 ㊦
------------------	------------------

3 街区
中井町域
A = 0. 8 9 ㊦

4 街区
中井町域
A = 0. 8 6 ㊦

秦野市域 A = 3. 4 ㊦

中井町域 A = 6. 8 ㊦

土地区画整理事業 A = 1 0. 2 ㊦

